

回 想

長期計画への道

その 1

—— 混乱期のふ化場 ——

秋 庭 鉄 之

わが国の敗戦処理は昭和26年で一応の結末を迎え、新生日本への胎動がはじまり、30年代には目をみはる程の隆盛期に入る。思いもよらなかった朝鮮特需は急速な経済復興をもたらし、水産業界もまた新漁業法の施行に続いてマッカーサーラインの撤廃、北洋漁業の再開と新たな展開が始まる。

しかし、ふ化事業の場合、昭和20年代というのは混乱期であり、30年代もなお混迷の時代で、その回生には長い期間がかかっている。歴史的にみれば僅か10年か20年のことではあるが、事業が軌道にのるまでには随分と危げな橋を渡っている。

その頃のことは、木村・荒井の元場長が「さけ・ます増殖のあゆみ」（日本鮭鱒資源保護協会）に回想を寄せられているが、筆致は坦々としており、主として事実経過が述べられているに過ぎない。しかし、作られていった歴史の陰には並々ならぬご苦勞があった筈である。当時、入庁早々の私などにはあずかり知らざる部分があり、その心情は推察するしかないが苦悩の年月を過ごされたことと思う。

戦後の日本は誰もが生きることにきゅうきゅうとしており、密漁は公然と行なわれたものであった。そんな中で河川ごとに協力会組織を作って全道団体にまとめ上げた努力や、GHQの圧力に抗した木村さんの功績は大きい。当時のふ化場は道知事の所管であり、ふ化場という組織自体が一般的に知られていなかった頃であり、恐らく相談する人もなく新らたに起る事態への対応に追いまくられるという状態でなかったろうか。

そして、最後には北水事件という不祥事件の責任を負わされる羽目になる。現在考えられる部局長の負担度や責任とは大違いで5年に満たなかった任期

の短かさも故のないことではない。

荒井さんは国立ふ化場の開庁を目前にして場長になった方であり、国と道との分割をやり、特別融資の処理に入るが、思いもよらない本場の焼失という事態をむかえる。そして、国立にはなったものの予算上も不安定な年が続く、方針も不鮮明という状態が続く。当面の仕事の処理にだけ当たっていた職員は問題の提起や苦言を呈するだけですむが、責任ある立場としては苦慮されていたことと思う。特に荒井さんは35年に御子息を亡くされている。丁度調査団長として訪ソされる直前に白血病で倒れ、死期を待つような状態になっていた。帰国まで持ち堪えられたことは不幸中の幸であったが、そのことを全く口にされずに行動された心中は察するに余りあることである。私事だと言えばそれまでであるが、小樽まで出迎えて、ともあれ病院に急いだ私は荒井さんの顔を正視することが出来なかったことも忘れられない思い出になっている。

はしがき部分が長くなったが、本稿はふ化事業が軌道にのるまで、いわゆる長期計画といった方向の整理が公表されるまでのふ化事業がどうだったのかを書いてみようというのが目的である。編者のすすめもあって書き始めるのであるが、考えてみると或る程度の時間的な経過があって事態の意味が分るということもある。そしてまた、そこを離れてみて改めて整理が出来るということもあり、退官を機に書いてみることに意味もあろうかと引き受けた次第である。

しかし、必らずしも正しい史実を、というつもりはない。私見も入ると思うし雑考としてお読み頂ければ幸いである。

戦後のふ化事業にとって最大の危機はGHQの干渉であったろう。そして、それは国内の批判にも連動して大きな圧力になった。このことについては別に稿を改めることにして、ここではさけ・ますふ化場が長年悩まされてきた密漁問題から書き始めることにしたい。いま手元に道議会の速記録があるが、本会議で何日かにわたって密漁問題が審議されている。

昭和24年11月21日と24日の本会議のもので、社会党の太田益夫と西村武夫・民主党の宮坂寿美雄の3氏が行なった質問で主題は密漁であるが、当時のふ化場のおかれた位置づけをうかがうことができる。これに対して副知事や水産部長などの答弁があるが、以下に質問の摘記と答弁の要旨をあげてみ

る。

＜太田益夫議員の質問＞

（略答）次は水産孵化場の問題であります。孵化場からあがる親魚払下げの問題については、これに関連する調査特別委員会の設置をみておる今日でもありますので、今回はサケの密漁の問題だけを質問致します。

（調査特別委員会は昭和24年8月22日に設置されたもので、北水商事という会社に対する親魚の払下げ代金約1千万円の未収が問題にされたもので、前述したように北水事件といわれた。筆者）

11月17日のある新聞を簡単ですから読みますと、十勝川のケサ密漁団の横行について、地元警察でも20数回にわたり一斉取締りを行なったにもかかわらず、既報の如く監視の網を潜っては今なお日中公然と密漁を続けており、その水揚げ総額も道水産孵化場の予想によると6千万円にも及んでいる。道水産孵化場長木村鍵郎氏は、15日札幌警察署で開かれた全道自治体警察署長会議に出席、密漁の現状を報告すると共に、道孵化場で捕獲した漁獲高から推測して、密漁による被害金額は全道で6千万円にも上り、このまま放置しておくことは国家的な損失であるばかりか、今後に悪例を残すことになるので、警察側の十分な取締りを要望した。とあります。もう一つ、別の新聞には、道東地方保護河川のサケ漁場は、爆薬などによる密漁事件が頻発、道営孵化場では川底が薬品で荒され、本年のサケ孵化事業は全滅だと悲鳴をあげている。以下は釧路国標茶村虹別道営水産孵化場の話。

5ヶ年計画で親サケから4億8百万粒を採卵孵化するが、本年は1月までに2万尾の捕獲予定が、毒薬による密漁事件などで川底が荒され、川を遡るサケは感覚が敏感でなかなか遡って来ない。現在予定の半数も捕獲していないので採卵に大きな支障となっている。採卵した種卵はひとつひとつ選別して60日間一定温度の水槽に入れて孵化させ、幼魚を養魚池で育てあげ、明春5月一斉に放流する。放流後4年乃至5年経って1尺7～8寸、2貫目くらいの親魚になって、また川に遡って来る。サケの孵化事業は非常に難しいもので、仮りに百尾の幼魚を放流しても、害魚に食われたりして成長するのは全体の僅か3割程度で密漁者は無雑作に川に薬品を流し込んだりして濫獲しているが、この状態が毎年繰り返されれば、近い将来北海道のサケ孵化事業は全滅するだろう。とあります。又、十勝川の密漁について、道の監査委員永井氏その他の関係者が現地視察をした場合の報道は各新聞に載せられてあ

った訳であります。こうした密漁に対して道当局は今までどうやってきたか。又、今後どうする方針かについてお尋ねしたいのであります。

十勝川の千代田堰堤の密漁などは、御承知のように、十勝川に千代田堰堤というものがあって、その河岸のこちら側に道営の孵化場があり、一網2千尾も揚げるといふ50年来ないといふの好漁を続けていると言われております。この道営孵化場の向う側に、新聞の報道にもあったように、50~60名の暴力密漁団がいて、毎日道営孵化場の方と密漁団とが向い合つて、この堰堤の下にウヨウヨしている親サケを捕獲している。しかも、その直ぐ近くの道営監視所に2名の監視員が厳然と控えて監視している。こういう状況が報道されているのであります。

これに対して警察、或は当局のいろいろな取締りが行なわれていることは事実であるのでありまして、新聞にも密漁者の挙げられたことが数多く出ていますのであります。学校の生徒などが物好きに2、3尾獲るのや、或は近在の住民がサケ捕獲場のある村に住んでおりながら、サケの配給がほとんど受けられないために正月用の楽しみに獲る5尾や10尾の、そういう密漁者を多く押えても、こうした大きな組織的な、しかも、暴力団的な捕獲をやっている者を、これは黙認ではないだろうけれども、とにかくそれに手が付けられず、又、他の川のある所には密漁を自分の専業としている者が相当あるのであります。(中略)

しかるに、昭和24年の今日、しかも、世界一を誇る憲法によって法治国となっている日本において、白昼堂々と、しかも、道営孵化場の真向いにおいて、監視所の横でこうしたことが公然と行なわれるということは私は理解に苦しむ者であります。(後略)

この質問に対して答弁に立った福田副知事は、地元民の協力を得るために協力体組織を作るとし、千代田には250mのバラ線を川沿いに張ると述べている。また、明年ということでは動力船を2隻配置し、20人以上の監視をおくほか蓄養池を作ってそこでの採卵を行なうなどによって密漁防止を図ると答えた。

この後、宮坂議員は、大豊漁だというのに帯広市民はサケが食べられないという憤満を述べ、密漁取締りが徹底しないのは警察制度にも欠陥があると指摘する。十勝川を境に帯広署と池田署が管轄を分けており、千代田の上流も帯広の国家警察と自治体警察が分割していた。要するに方々の警察の所管

が千代田を中心に4区分されているために一貫した取締り体制がとれていないというのである。

更に24日に質問に立つ西村議員は取締りの方法や警察の在り方を厳しく追求し、協力会から200万円を提供させ、しかも、これが期間を過ぎてから配布されていると言った実情は納得出来ないと公安委員長を追求している。

これに対して福井公安委員長は当然のことであるが全力を尽していると考え、検挙件数について、人員で705名、サケは9,316貫と725尾であったと報告し、前年の372名からすれば激増の状況と述べている。

このように本会議にまで出された十勝川の密漁問題は新聞に写真入りで大きく報道されたことが端緒になっているが、事実大へんなものではあった。千代田を中心にした実績をみると、検挙は550名、サケ約千尾、網30点のほかに青酸カリ7貫目、猟銃1丁とある。またこの年に監視員の配置は217人で、標津川が最も多くて27人、西別・釧路に続いて十勝川が16人となっていた。

国立ふ化場が発足する昭和27年という年はまだふ化事業の体制ができていなかった。一応の格好はついているが前年までに行なわれたGHQの勧告がひびいており、食糧難が続いた混乱から激増した密漁にも手を焼いていた。そして、行政組織も仕上がっていなかった頃で地方自治体と国営事業との行政区分が不明確なままに一応の始末の仕方として農林大臣と道知事との間での覚え書きをおいて発足したものであった。民営事業を入れての国営事業という形は不鮮明なままにおかれたのである。今、辞令を見てみると私自身も奇異な感じをもつが、昭和27年4月1日付で北海道から2枚の辞令をもらっている。1枚は「国家公務員法第28条第4号に依り本官を免ずる」というもので地方事務官の指名、1枚は「さけ・ます捕獲並びに取締り事務を委嘱する」とあり、農林事務官の任命である。そして、9月22日付で任命権者広川弘禪名で「漁業監督官を命ずる」という人事異動通知書ももらっている。本官を免じられたままで農林事務官になったという辞令がなくて、事務委嘱を発令している。これも変だが、取締りのために漁業監督官にしたのだとすれば国の職員としての事務であろうし、道の委嘱事務ではなかろう。当時説明を受けた記憶はないが、とに角どこまでが国の事務なのかは判然としていなかった。現実には併任であるし、齊々円滑の主旨からも面倒な話は避けて通ると

いう空気ではあった。

そして、長年の事業で荒廃していた施設整備や拡充のために農林中金の融資を受け入れていた。現在では考えられないことであるが、農林大臣であった広川弘禪と石狩町長が親交があったことから石狩にふ化場を建てる方法として中金融資が考えられ、結果的には1億円の資金枠を設定して施設の新増設を行なうこととなったのである。日本人の大半が住む家もなかった頃だから国費による建設などは思いもよらぬことであり、政府資金を利用する融資というのはひとつの方法であった。しかし、国のふ化場が使う施設を融資で建設して新設の事業場にするのだから変則には違いないし、後年有償にはなったが無償で使用するという取り決めで進めたものであった。借入れは北海道鮭鱒増殖漁業協同組合が行なうとし、この組合の設立も併行して行なわれたのである。

全道の親魚捕獲を一本化した団体で実施すれば、事業実施上も効率的な運営になるし、施設の増強によって更に収益も上るというのがこの構想の骨子になっていた。戦後、親魚の捕獲は大まかには国費による北海道の直営が主であるが、北海道鮭鱒養殖水産組合と地方漁協の実施もあったのである。

施設の増えることがただちに放流の増に結びつく訳ではないのだが、1億円分の施設はそのまま放流数になるという公式で融資の返済も容易だというのが官房や中金に対する説明の図式である。まだ出来てもない組合を出るとおいて走りだしたのだから実務の段階になって全役員の個人保障が要ると言われた時は慌てた。発起人とか趣意書とかで急いでいた頃であり、役員と予定された人には説明しなければ印がもらえるものではない。すべては企画課長だった三原さんの筋立てであったから、随分と無茶な動き方もしたが、印をもらいに出されたのは本間さんという方で帰りが遅く心配したものであった。何分にも網走や釧路というと夜行利用という時代であり、全道を回るとなれば5日や1週間でできることではない。どうにか組合が設立されすべての書類が整ったのは12月になってからである。

この年、既に建設は始まっており、石狩は勿論、東神楽・大樹・幕別・中標津・遊楽部・長万部と新設だけでも7ヶ所のふ化場が建設中であった。乱暴な話である。ふ化場建設のために事業関係の職員は席の温まる間がなかった。適地の選定や設計があり、その年のうちに工事を終えさせようとするのだから大変で、出張の伺はでるのだが、予定はたたない。金に糸目をつけな

いという言葉があるがその2年間はまさにその通りで、旅費などいくら使おうと1億という額からみれば知れたものであった。

しかし、中金への返済計画には悩まされた。組合ができた後は当然組合でやるべきことになる筈なのだが、特別融資ということですべてを当场が責任をもって扱わなければならないという理解だったと思う。大体私は数字に弱いから比佐君（現在日本冷凍食品協会常務）を煩わしたが、施設増が放流増になり、定率の回帰増で儲るという公式なのだから回帰率を何%にするかがキーポイントである。何%にしたかは忘れたが、無限に儲るという数字に物価の変動、時価などを加味して作っていった。今のように計算器がなかった頃であり、比佐君は大分夜業が続いた筈である。

この時にはじめて金利の勉強をさせられたが、1年据置きというやり方は意外と返済額を大きくするものであることを知ったし、当時は低利といわれたが、長期での2分5厘という利率は決して低いものとは思えなかった。ともあれ作り上げた返済計画は札幌の中金支所だけではだめで東京まで出向き官房や本店に説明し、こんなに儲かるものですかと言われて冷汗をかいたものであった。

26年12月、どうにかすべての手続きが終わって金が出ることになり、金は私が口座を開設して行なうことになった。何故そうなったのかは思い出せないのだが、三原さんはよく大胆な振舞のある人だったし、私も意気に感ずる年代だったから現金の扱いを公式に場長名ですることはできないし、組合でやれないとすれば誰かの個人名で始末をつける方法しかなく、では私が行うことではなかったろうか。そんなことで拓銀に私の口座を作ったのであるが、実際に何千万という金額が入ったと知らされたときは半信半疑という感じであった。この頃の私の月給は7,100円、それも1月にベースの改訂があって上ったもので、7給3号俸というその給与は5,444円だったものである。驚くのは当然である。

この金は、逐次建設費などに支払っていく訳であるが、あわだたく、しかも不便な所での建設ということもあって予定通りにはいかず、なかなか完成しない。施設の係長だった田中さんは多忙を極めたが、私も御用納めがなく、最後の支払いは12月30日になった。短い期間ではあったが私は大金持ちだった訳であり、現在なら税金の心配をしなければならなかった。

翌27年に続いたこの特別融資によって作られた施設は、ふ化室21棟・管理

舎31棟・倉庫43棟・蓄養池19面で、卵の収容増としては1億3千万粒分であり、職員の宿舎難は大幅に解消した。国立ふ化場として開庁したその年の当場の予算は総額で7千5百万円という額でしかなく、施設費としては画期的な資金の投入であった。しかも、宿舎は認められないというのを管理舎として不可欠だとして作るなど、これも三原さんの功績であるが思いきったやり方でこの資金を消化したものである。

1億円という金額は大きなものであった。しかし、拙速となった工事は後に用水が枯渇するという問題が派生し、遂には多くのふ化施設は廃止されることになり、折角の大拡張も完全にはその実を挙げることにならなかった。

だが、密漁という事業への圧迫・官庁組織の未整備やふ化事業そのものの不安定といった時代に施設費に1億円といった資金を投入したことは関係者に希望を与え、職員の志気を高めることになった。もし、これを拒否していたら、或は真面目に最小限度のものに留めていたら施設の荒廃は手をつけられない程になっていたであろう。無駄な施設を作ったという非難もあり、そうした事実は否むべくもないが、その後の予算状況からみてもこの時期に多額の資金が利用できたことは評価されていいと思う。

(前北海道さけ・ますふ化場企画課長)